

主な論点ごとの規定する内容について

第1回懇談会の資料5にてお示した、条例の検討における主な論点に、自転車の走行環境の整備を加えた下記の論点が条例の核となる部分であり、これに基づいた内容をどのように条例に規定するかを検討する必要がある。

①世代ごとの交通安全教育等の推進

自転車事故が多い若年層や交通安全教育等が届きにくい社会人、高齢者など、世代ごとの交通安全教育等を誰がどのように推進するか

②自転車事故の被害軽減及び被害者の救済

i) 自転車用ヘルメットの普及促進

自転車用ヘルメットの普及を促進するためにはどのような方策が必要か

ii) 自転車賠償責任保険の加入促進

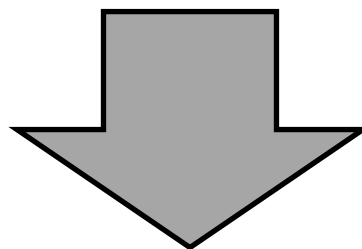
自転車賠償責任保険の加入促進を図るためには、どのような方策が必要か

③自転車の点検・整備の促進

自転車の点検・整備や反射材等の安全器具の装着について、自転車利用者、保護者、自転車販売店等の役割をどうするか

④自転車の走行環境の整備

自転車の安全利用のためには、自転車の走行環境の整備をどのようにすべきか



この論点について
条例に規定するにあたり・・・

誰が

誰に対して

何をする（させる）か